

「食品トレーサビリティシステム導入の手引き」（平成15年3月）改訂に向けた
意見の募集結果と対応

公開版→改訂ドラフト ver0.40

平成19年3月8日現在

社団法人 食品需給研究センターまとめ

立場	箇所(ページは公開版)	意見	修正提案	v0.40 での対応	決着
はじめに					
意見応募者1 2/26	p3 行 10 0-4本書の構成	・「ひいては」という言葉の意味とここでの表記の意図がわかりづらい。	・わかりやすい表現にあらためる。	反映 p3 行 10 ISO/DIS22005 との関連の記述を削除。p2 の 3～5 行で記述ずみのため。	
農水省 3/5	p3 行 10 0-4本書の構成	・DIS が取れたときの年号を入れる必要があるので、フォローアップが必要。 ・DIS=Draft International Standards	-	上を参照	
第 I 部 食品トレーサビリティシステムの基本事項					
2. 関連法規等					
意見応募者2 2/16	p8-9 2-2 食品トレーサビリティシステムに関わる規格・ガイドライン等	・特に、これまでトレーサビリティを推進する中で、「食品のトレーサビリティシステムの構築に向けた考え方(平成16年3月)」をバイブルとしてきた。	・2-2に「食品のトレーサビリティシステムの構築に向けた考え方(平成16年3月)」を加える。	反映させていない この文書は行政の方針であり、法律や規格・ガイドラインではないため。	
農水省 3/5	p9 行 17-20 2-2(3)国際規格および原則	・Codex 委員会は政府間組織、ISO は NGO なので、①と②の順序を逆にした方がよい。	・①と②の順序を逆にする。	反映 p9 行 17、19	
3. 定義					
農水省 3/5	p10- 全般	・定義の各々に出典を入れたほうがよい。	-	反映させていない すべての用語について出典があるわけではない。	
農水省 3/5	p13 行 27 「不適合」	・定義の言葉をわかりやすく具体的に書くべき。	-	反映させていない (ISO 9000 の定義のままとした)	
農水省 3/5	p14 「分別管理」	・「分別管理」の定義を入れるべき。	・「分別管理」を定義する。	反映 p14 行 14-16	
4. 食品トレーサビリティシステム導入の目的と留意点					

立場	箇所(ページは公開版)	意見	修正提案	v0.40 での対応	決着
農水省 3/5	p15 行 4 4-1 目的	・「食品の安全性に関わる事故や不適合が生じたときに備え、」の表現が不十分。	・「食品の安全性に関わる事故や不適合が生じたときに備え、」を削除し、「流通経路情報を活用して、食品の追跡・遡及を可能とする取り組みであり、食品の事故発生時に、対象商品を特定して迅速に回収することや、事故の原因を速やかに究明することなどが可能となる。」と加筆する。	反映させていない 目的について記述する前置きとしては、長すぎる。「はじめに」でもすでに同じ趣旨のことが書かれている。	
農水省 3/5	p15 行 11 4-1 目的(1)	・(1)「食品の安全性向上への寄与」よりも、「食品の安全性確保への寄与」の方が良い。	・「食品の安全確保への寄与」に修正する。	反映 p15 行 11	
農水省 3/5	p15 行 32 4-1 目的(2)	・「特に消費者は、・・・自己の食品に対する信頼を確保することができる。」の文は必要ない。消費者がリスクへの対応をする、というのは現実的でない。	・左記の文を削除する。	反映させていない 消費者にとってアレルギー等のリスクへの対応に役立てることができる。消費者および国および地方公共団体にとっての意義を表記した箇所であり、重要。	
3/6 事務局 ・委員 A	- (4-2 留意点の前)	・対象とする範囲の設定に関する記述がない。	・対象品目と、フードチェーンにおける位置を明確にすることが重要である旨を記述する。さらに次第に範囲を拡大することが有効であることを記述する。	反映 p16 (4-2 対象とする範囲、4-3 留意点の順序になる)	
農水省 3/5	p16 行 10 4-2 留意点(1)	・「コミットメント」を「達成すべき目標」とした方が良い。	・「コミットメント」→「達成すべき目標」に修正する。	反映させていない (「関与」「役割」「責任」等を考慮しましたが、いずれも適当とはいえない)	

立場	箇所(ページは公開版)	意見	修正提案	v0.40 での対応	決着
農水省 3/5	p16 行 34 4-2留意点(2)	・「創意工夫をこらすことが求められる。」とあるが、創意工夫の中身を知りたい。	-	反映 p17 技術的制約への対応策として、工夫の中身を加筆した。	
農水省 3/5	p17 行 24 4-2留意点 <導入費用>	・「基本構想」という記述がいきなりあるが、全く知らない人には分からない。説明が必要。	・「基本構想」の説明を加筆する。	反映 p18 脚注	
5. 食品トレーサビリティシステム導入の基本事項					
意見 応 募者1 2/26	p20 行 2-3 5-1 食品の識別と対応づけ	・この文章は唐突な印象をうける。この文章で何をいおうとしているのかわかりづらい。この項は、トレーサビリティ構築「前・後」に言及する必要はないと考える。	・この文章を削除する。	反映 p21	
意見 応 募者1 2/26	p21-24 5-1 食品の識別と対応づけ(1)	・ア～ケの文字が、19 ページで挙げた要件ア～ケをさしていると読み取りにくい。	・「要件ア」といった表現にしてはどうか。	反映 p20- それとともに、 ・要件を原則に変更。 ・ア～ケを、原則1、2、…、9に変更。 ・各原則にタイトルをつけた。 ・原則8の表現を一部修正した。	
意見 応 募者1 2/26	p23 行 1 5-1(2)③	・識別記号のルールはコード体系だけとはいえない。	・「(コード体系)」を削除する	反映 p25 行 4	
意見 応 募者1 2/26	p23 行 13-14 5-1(2)④	・この項は、識別単位の種別を列記しているので「取扱」で終わるのは表記不足。	・「の取扱」を取る。	反映 p25 行 16-17	

立場	箇所(ページは公開版)	意見	修正提案	v0.40 での対応	決着
意見応募者1 2/26	p27 行 19 5-1(3)②k	・グループは、パレットだけではない。	・「たとえばパレットに積まれ・・・」とする。	反映 p29 行 19	
意見応募者1 2/26	p29 行 5 5-4トレーサビリティシステムの検証	・利用できる、とするならば、具体的に示したほうがない。	・「活用できる」の方が良い。	反映 p31 行 5	
農水省 3/5	p30 行 30-32 5-5情報の伝達と開示(2)国および地方公共団体への情報提供	・何故、迅速かつ効果的に情報提供できるのか、わかりづらい。	-	反映 p32 行 30-34 緊急事態に対し、国や地方公共団体が、フードチェーンを通じた対応策を講じやすくなることを加筆	
事務局	5-5 情報の伝達と開示(3)消費者への情報提供	・対象とする範囲の表示については、第三者認証検討委員会で検討されており、それを参考にするほうがよい。	・手引きでは「対象とする範囲の表示が必要」と記述するのをさけ、第三者認証検討委員会の文書を引用。	反映 p33 行 4-10、脚注	
意見応募者1 2/26	p31 行 37-38 5-6必要な文書の確定と維持	・この項は、「文書」の確定と維持について触れる項目であるとする、システム実施のデータの記録についてあえて追記する必要はない。	・「また～蓄積・保管する」の一文を削除。	反映 p34 行 7-8	
第Ⅱ部 食品トレーサビリティシステム導入の進め方					
意見応募者1 2/26	p33 行 10 図トレーサビリティ実現の進め方のフロー	・「事業者間のガイドライン等への準拠の合意(6-1(2))」の次のブロックは、(7-1)ではなく、現状の把握(6-2)であるのが現実的である。複数企業が協議し、ガイドラインに合意しても、個別企業のリソースがすぐにそれに配分できるかどうかはわからない。	・6-1(2)のブロックと7-1のブロックの間に、現状の把握(6-2)を入れる。	反映 p35 図4	
6. 食品トレーサビリティシステム導入の第一段階					
意見応募者1 2/26	p36 行 37 6-3基本構想書の作成(1)⑧	・媒体という言葉が、「広報媒体、メディア」を指しているように誤読される。	・情報の記録・伝達の媒体であることがわかるように記述する。	反映 p38 行 37 「伝達媒体」	

立場	箇所(ページは公開版)	意見	修正提案	v0.40 での対応	決着
意見 応 募者1 2/26	p38 行 1-4 6-3(4)③	・1-4 行の項目だけで、システムの基本構想の全てを網羅しているとも言いがたいので、配慮が必要。(一般的なシステム設計書の為の雛形的な項目は、IPA などで取りまとめている)	・項目の記述を削除する。	反映 p40	
7. 食品トレーサビリティシステム導入の第二段階					
意見 応 募者1 2/26	p39 行 10-12/ 17-19 7-1体制の整備、役割と責任の明確化	・(1)と(2)が必ずしも順番に発生するわけではないので、例えば 17 行目のような表記は違和感がある。	・表現を改める。	反映 p41	
意見 応 募者1 2/26	p40 行 14 7-4導入スケジュールの作成	・「試験試行」の指す意味がわかりづらい。	・表現を改める。	反映 p42 「試験試行」→「試行運用」に修正。	
意見 応 募者1 2/26	p41 行 6-7 7-6電子情報システムを構築する場合の留意点(1)	・本項では、「分析」について述べているので「考慮」で終わらないほうがよい。	・5行目と6行目の間に「以下のことを考慮して分析する」という一文をいれる。その次の箇条書きの「への考慮」「の分析」を取る。	反映 p43 行 6-9	
意見 応 募者1 2/26	p41 行 25-36 7-6(2) i、ii	・自前開発の場合だけ、32行や35行のような注記があるのはどうか。項目だけの列記でもよいのではないか。	・32~33、35行目を削除する。	反映させていない 外部に委託する場合には、32~33、35行目の内容は委託者が直接しなくてよいため。	
8. 食品トレーサビリティシステム導入後の留意点					
意見 応 募者1 2/26	p42 行 4 8-1 広報	・「これからトレーサビリティを確保」する、ということが読み手に対して現実的な表現かどうか。	・システム導入後であることを踏まえた表現に改める。	反映 p44 行 4	

立場	箇所(ページは公開版)	意見	修正提案	v0.40 での対応	決着
意見 応募者1 2/26	p42 行 8 8-1 広報	・「商業目的により公表する場合は」とあるが、具体的には どういうケースか、わかりづらい。	・商業目的により公表するとはどのような場合(商 品への表示、掲示、営業用の資料などか?)を指 すのか明確にする	反映 p44 行 8-9	
意見 応募者1 2/26	p42 行 9-10 8-1 広報	・「川上から川下までのどの段階からどの段階までか」という 表現が、追跡・遡及して特定できる事業者の段階を指 すのか、システムを実施している事業者の段階を指すの か分かりづらい。	・システムを実施している事業者の段階を指してい ることを明確にする。	反映 p44 行 9-13	
意見 応募者1 2/26	p42 行 28-29 8-2 システムの改善・ 更新	・「システムの更新」の場合も、基本的には、33 ページ図 4 のフローに立ち戻って整理していくべき。この文章を読む と、現行の関係者とチョコチョコと話しをして調整する、とい う雰囲気によめてしまうが、21-26 行目の背景で大きく変 わる場合には、きちんともう一度話し合いが必要。	・基本構想作成や実施計画作成等の段階に立 ち返って十分な協議・検討をする必要があることを 記述する。	反映 p44 行 29-30	
9. 食品トレーサビリティシステムで用いられる伝達情報の表現様式および格納媒体					
意見 応募者1 2/26	p44 行 13 9-1 伝達情報の表現 様式および格納媒体 (4)	・「タグに格納」とは何をさしているのか不明。	・「電子情報をタグ(カードやラベル)に内蔵された 超小型電子記憶装置(IC:集積回路)に格納 し、」に修正する。	反映 p46 行 13	
意見 応募者1 2/26	p47 行 25 9-2 コード体系 (2)②SGTIN	・EPC コードはここが初出で、注釈が必要	・EPCコードの注釈を入れる。	反映 p49 行 26-28	
意見 応募者1 2/26	p48 行 5-11 9-2(2)⑤ucode	・他とレベルをあわせるのであれば、ここで、ITU の記述は不 要。	・これらの行を削除する。	保留 p50 行 8 説明文を変更する?	
意見 応募者1 2/26	p49 行 3 9-2(3)②JAN	・(財)流通システム開発センター(GS1 ジャパン)と補足したほ うがよい	・左記のとおり補足する。	反映 p51 行 3	

立場	箇所(ページは公開版)	意見	修正提案	v0.40 での対応	決着
意見応 募者3 2/16	p49 行 12-19 9-2 (3)③SEICA のカタログ ナンバー	<ul style="list-style-type: none"> ・SEICA の Web サイトに合わせて、ナンバーを No.に変更。 ・実質的な運用は、食総研で行っているので、食流機構が「運用し」を削除 ・上述の標準品名コードおよび情報を外部システムが取り出せることを追記 	<ul style="list-style-type: none"> ・③SEICA のカタログNo. (中略) また、流通での活用を想定して、食流機構が管理している標準品名コードも登録時に自動入力され、これらの情報を外部システムに取り込むためのサンプル・プログラムも公開されている。 	反映	p51 行 13-20 ただし、後半部分は詳細であり、他のコード体系についての説明と合わせるため、反映させていない。